

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立高知工業高等学校（定時制）

1 平常の授業日（定期試験含む）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後3時00分	波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある高知市及び隣接する市町村に発令されている場合	休校

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
補習等開始時刻の3時間前まで	波浪を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風にあつては1つ）、学校のある高知市及び隣接する市町村に発令されている場合	休講または中止

※警報の種類・・・大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
③対応状況は必要に応じて本校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。
④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。